

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第18条の13第2項
処分の概要	保育士試験の指定試験機関の試験事務規定の変更命令
法令の定め	児童福祉法第18条の13第2項 児童福祉法施行規則第6条の21
処分基準	[未設定口] 過去に処分実績がなく又は希であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難なため設定していない。
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（電話番号：011-204-5236）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html ）